

職員の皆様へ

佐賀県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金について

障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的に、佐賀県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金の交付がありました。

つきましては、次の基準により、支給しますので、お知らせします。

記

障害福祉従事者の常勤換算の職員一人当たり、

月1万円を6カ月補助するとされていますが、この中に、

法定福利費の事業主負担金増額分を含めていいとされていることから、

常勤換算の職員一人当たり、月 約 8,800 円

非常勤職員の方は、常勤換算の職員の勤務時間と比較して、何パーセント勤務しているかにより、案分しての支給とさせていただきます。

4月からの支給とし、4月分を、5月分と合わせて支給いたします。

なお、この補助金は、令和8年4月から、9月までの6ヶ月に限った補助となっておりますので、ご承知おきください。